2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

- 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。
 - (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 当町の医療給付費分は、現状でも応能割に重点を置いた設定とさせていただいております。今後につきましては、状況を見極めながら検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 多子世帯に対する軽減措置の拡充を実施している市町村があることは承知 しておりますが、現時点において子どもを均等割負担から除外することなどは考え ておりません。なお、子育て世帯に対しましては、18歳までの医療費無料化など、 引き続き、町全体として支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国民健康保険事業費納付金や町が実施する保健事業に要する費用について、基金や一般会計からの繰入金などを活用することで財源不足を補い、令和元年度は保険税率を据え置くこととしたところでございます。今後におきましても、基金を有効に活用するとともに、保険者努力支援制度などによる財源の確保に努め、一般会計からの法定外繰入金につきましては、保健事業に要する費用に充てるためなど限定的なものに留めてまいりたいと考えております。

(2) 国保税の減免(国保法 77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納 世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】 減免制度につきましては、現行の規定の範囲内で運用してまいりますので、 現時点において拡充することは考えておりません。今後におきましては、様々な方 面から低所得者の実態把握に努めるとともに、窓口や電話による相談体制の充実を 図り、相談の内容に応じて、必要な部署と連携し、きめ細かな対応を講じてまいり ます。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】 現行の規定の範囲内で運用してまいりますので、現時点において拡充する 要望書 1

ことは考えておりません。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】 個々の事情を考慮しながら、現行の規定の範囲内で運用してまいりますので、現時点において減免基準の拡充などは考えておりません。窓口等における相談の内容により、必要に応じて、福祉部門に引き継ぐなど、懇切丁寧な対応を心掛けてまいります。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 減免制度の利用につきましては、近隣市町村の例なども参考に、利用しや すい方法や様式などについて、引き続き調査研究してまいります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】 滞納者の個々の事情を十分に考慮しつつ、住民に寄り添った対応を心がけてまいります。また、生活再建に向けた必要なサポートができるよう、関係部署とも連携を図ってまいります。

② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 滞納整理については、個々の事情を十分に配慮しつつ、慎重に対応しているところでございます。また、財産の差押えにつきましては、税負担の公平性を確保するため、納める能力があるにもかかわらず、納税されない方に対し、国税徴収法、地方税法に基づき、滞納処分を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】 保険税を納付できない特別の事情がない長期滞納者であり、かつ、保険税 要望書 2 の納付指導に応じようとしない方に限り、短期被保険者証を発行しております。被 保険者間の負担の公平性を図るためには、やむを得ないものと考えております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 短期被保険者証の更新時には、窓口への来庁を促し、今後の納税計画など について相談したうえで発行するようにしております。滞納者の現状を把握すると ともに、納税に向けた相談の機会を設けるものでございますので、ご理解を賜りた いと存じます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 現在、資格証明書の該当者はおりませんが、保険税を納付できない特別の事情がない長期滞納者であり、かつ、保険税の納付指導に応じようとしない方に限り発行しております。資格証明書の発行には慎重を期しておりますが、被保険者間の負担の公平性を図るためには、やむを得ないものと考えております。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことからも住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

 (1) 委員を公募制にしてください。

【回答】 国保運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医等を 代表する委員、公益を代表する委員それぞれ3名の方を選出しております。公募に つきましては、近隣市町村の例などを参考にしつつ検討してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。 【回答】 現時点において公聴会などを開催する予定はございませんが、国保事業の 運営に際し、住民の意見を十分に反映できるよう取り組んでまいります。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 特定健診につきましては、受益者負担の観点から自己負担額として500 円をいただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 実施期間は、6月から翌年3月までとしております。健診項目につきましても、昨年度からすべての受診者に尿酸値の項目を加えるなど改善を図っているところでございます。今後におきましても、他の検診と同時に受診できるようにするなど、皆様の健康管理に役立つ健診の実施に向けて、引き続き検討してまいります。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 町では、健康寿命の延伸を目指し、住民とともに健康づくりを進めていく 要望書 3 ため、平成28年度以降「ハイキングのまちおごせ健康長寿プロジェクト」として、 自主的継続的に健康づくりに取り組む「越生町健康づくりマイレージ事業」、健康 志向の向上を目的とした「健康長寿講座」、歩くことからはじめる健康づくりとし て「毎日1万歩運動プラス1000歩運動」を実施しています。

現在保健師は保健センター内に4名おり、健康づくりに関する様々な業務を担っています。今後につきましても、保健センター職員が協力し健康づくりに取り組んでまいります。

③ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 個人情報の取扱に際しては、適切な管理を行うとともに、外部への流出防止に努めてまいります。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためら うことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 現時点において、資格証明書及び短期保険証の該当者はおりません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 保養施設の利用につきましては、全町民を対象に、国保の保養施設の利用 補助を行っております。補助額は、大人が2,000円、子どもが1,000円で ございます。また、人間ドックや脳ドックに加え、平成29年度から併診ドックも 対象に受診費用の補助を行っております。補助上限額は、人間ドックもしくは脳ドックが25,000円、併診ドックが30,000円でございます。これらの長寿・ 健康増進事業につきましては、ご自身の健康保持に有益な事業でございますので、 引き続き利用の促進と制度周知を図ってまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 健康診査などにおける自己負担額につきましては、受益者負担の観点から 費用の一部をご負担いただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと 存じます。なお、人間ドックや脳ドック、併診ドックにつきましては受診費用の補 助を、歯科健診につきましては埼玉県後期高齢者医療広域連合の事業で75歳の方 を対象に無料で歯科健診を実施しております。

- 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために
- 1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。
- (1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、

原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要な サービスは維持してください。

【回答】 地域支援事業費及び介護予防・日常生活支援総合事業費は、概ね計画どおりで、見込額よりも低くなっています。今後においても、必要な財源確保に努めてまいります。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。 地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのように おこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、 今後の推移も教えてください。

【回答】 A類型のサービスはございません。B類型では、訪問型サービスで1事業となっております。ケアマネジメントの中で適切に対応しており、利用されている方は現在1名でございます。

担い手の養成方法は、訪問型サービスに限らず、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業として社協へ委託し、「ボランティア入門講座」を開催しています。平成30年度は8名が受講されました。講座修了後に訪問型サービスのボランティアとして登録される方や他の団体に加入したり個人で活動するなど様々でございます。引き続き、講座は開催してまいりたいと考えております。

- 2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。
 - (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
 - (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障してください。

【回答】 総合事業を平成28年3月に開始しました。訪問介護サービス及び通所介護サービスとも現行相当サービスとして、従来と同様なサービスを提供しています。 介護サービス提供事業者への報酬単価は国が定める単価をもとに決定しています。 今後においても、国が定める報酬単価とする予定でございます。

- 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。
 - (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点 化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 高齢者の在宅支援の重点施策は、認知症施策の推進、総合的な介護予防・ 生活支援事業の推進を掲げております。

認知症の方への支援は、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指すため、家族・住民の理解や当事者に対する適切なサービスの提供や通える場がある 要望書 5 ことだと考えます。町では、認知症ケアパスを作成したり70歳を対象とした認知症検診の実施、免許証返納者に対してタクシー券の交付、認知症初期集中支援チーム員の設置、認知症サポーター養成講座の実施、徘徊のおそれのある方には、SOS ネットワーク事業、見守りシールの交付事業等を実施しております。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 平成30年6月1日から、徘徊高齢者見守りシール交付事業を開始した。 徘徊高齢者を発見した方は、高齢者の保護者と伝言板サイトを通じて24時間36 5日、直接やりとりができるため、保護者は素早く高齢者を迎えにいくことができ るものでございます。近隣市町も同様に事業を開始しているため、広域的な事業展 開となっています。また、交通政策事業として免許証返納者又は70歳以上で自動 車を所有していない方にタクシー利用助成事業を実施しております。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。 定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なこ とを教えてください。

【回答】 平成30年10月1日から、隣接する町に設置された事業所と広域指定を 行ったところでございます。事業開始時には、介護支援専門員に対して事業の説明 会を開催し周知しました。利用者を増やしていくためには、介護支援専門員の当該 事業の理解が不可欠です。そのため、継続して介護支援専門員に対して事業の周知 を図っていく必要があります。

- 4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。
 - (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を 図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 埼玉県では、関係団体と協力して「介護職員しっかり応援プロジェクト」 を設置し、介護職員のイメージアップや魅力ある職場づくりの促進、介護職員の給 与アップ等の様々な取り組みを行っています。町は、これらの情報を介護サービス 事業所等へ情報提供してまいります。

また、サービス事業所の運営推進会議を活用して、介護労働者の労働状況等確認し、必要な場合には、指導してまいりたいと存じます

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 介護職種の技能実習制度活用については、慎重に対応してまいります。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 町が所管する事業所に対しては、事業所の指定、指導監督権があるため、 必要に応じて対応してまいります。現在、防止策について特に行っておりません。

- 5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。
 - (1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 特別養護老人ホームの増設につきましては、近隣市町の設置状況や高齢者 実態調査の結果を踏まえ、越生町介護保険事業計画推進委員会において検討し、第 7期計画では特養の増設を見送っております。また、小規模多機能施設等地域密着 型サービスにつきましては、公募を活用してまいります。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 低所得の方が利用するときに、施設サービスを利用したときの費用として、 居住費と食費については、所得が低い場合には、所得に応じた自己負担額の上限が 設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は特定入所者介 護サービス費として、介護保険から給付される制度があります。

国への要望については、内容を精査しながら対応してまいります。

(3) 要介護 1·2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 特別養護老人ホームの新規入所者につきましては、原則要介護3以上に限定されておりますが、要介護1、要介護2の要介護者について、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には特例的に入所を認めることとしておりますので、適切に対応してまいります。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】 2018 年度の交付金額は、1,812,000 円、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費へ充当しております。

(2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】 2019 年度は、先日調査票として回答したばかりで見込額はわかりません。 使途は、地域支援事業費を予定しております。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 内容については、十分精査して対応したいと考えております。

- 7、 介護保険料を引き下げてください。
 - (1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 第1号被保険者の介護保険料については、介護給付費準備基金の取り崩し や標準9段階を10段階に多段階化し、介護保険料の上昇の抑制に努めております。 一般会計からの繰入れは法定負担分としてまいります。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 令和元年度は、10月に予定されている消費税率の引き上げによる増税分を財源として、第1号被保険者のうち、所得の少ない第1段階から第3段階までの方の保険料の軽減を行ったところでございます。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 町では、保険料を滞納している方に早めに電話連絡や訪問を実施しております。納付相談を随時行っております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 地域包括ケアシステムの重点課題は、第7期計画の中で、自立支援・重度 化防止に向けた保険者機能の強化、認知症施策の推進、総合的な介護予防・生活支援事業の推進を掲げております。

概ね計画どおりとなっております。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料 負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな 対応のできる減免制度としてください。

【回答】 町の単独支援としての利用料の減免制度は、平成29年12月サービス提供分から在宅で暮らす高齢者で非課税世帯を対象に訪問介護を利用した要介護認定者及び事業対象者の1か月の利用者負担額の一部を軽減する事業を開始しました。

その他として、社会福祉法人等による利用者負担額軽減に対する助成事業実施要綱及び訪問介護等利用者助成事業補助金交付要綱によるもの、法に基づき住民税非課税世帯にある方等が限度額を超えてサービスを利用したときは、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費、高額医療合算介護サービス費として後から給付され、負担の軽減を行っております。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 地域包括支援センターでは、平成30年度の相談件数は3件です。困難事例の場合には、関係機関が集まり地域包括ケア会議を開催するなど、対応策を検討 しております。困難事例の中でも家庭環境が複雑化している場合には、担当する課 と情報共有を図るとともに一緒に対応していくことが有効だと考えます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。 生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 入間西障害者地域総合支援協議会構成市町の日高市、毛呂山町及び日高市 と連携して整備する方向で協議しております。

- (2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。
 - 【回答】 厳しい財政状況であるため、新たな施設整備は難しいものと考えておりますが、1市3町で連携して、体制整備を図ってまいりたいと考えております。
- (3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。
 - 【回答】 障がいをお持ちの方が地域で安心して暮らしていけるように、既存の社会 資源を効果的に活用した面的な整備を視野に入れながら、1市3町で連携して検討 してまいります。
- (4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 当事者のニーズの把握については、1市3町でその方法を検討してまいりたいと考えております。また入間西障害者地域総合支援協議会の意見を踏まえなが要望書 9

ら事業を実施してまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて(国の方針)

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり)を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。 平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - ○GH 併設型
 - ○単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。
 - 【回答】 町職員は、ケースワーカーとして、日頃から窓口や電話相談のほか、ケースによっては自宅等を訪問し、本人や家族との面談を行っております。今後におきましても、相談支援専門員などと連携し、ニーズの把握に努めてまいります。
- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。
 - 【回答】 厳しい財政状況であるため、グループホームの整備については、考えておりません。
- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。
 - 【回答】 町職員は、ケースワーカーとして、日頃から窓口や電話相談のほか、ケースによっては自宅等を訪問し、本人や家族の生活状況や健康状態などの把握に努めております。今後におきましても、町内各課で情報共有を図るとともに、関係機関と連携して対応してまいります。
- 3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる ことが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。
 - 【回答】 重度心身障害者医療支給制度に所得制限を導入した理由は、限られた財源の中で、助成対象者を真に経済的負担の軽減が必要な方に限定し、高額所得の方に

は負担をしていただくという考えに基づくものでございます。また、越生町は埼玉県の制度に準じて運用しておりますので、年齢制限の撤廃についても考えておりません。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 医療費の現物給付は、平成27年4月診療分から、毛呂山町・越生町区域 内の指定医療機関で開始いたしました。現物給付の広域化については、近隣市町村 の動向を注視してまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 越生町は埼玉県の制度に準じて運用しております。厳しい財政状況である ため、町単独での補助は考えておりません。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 実施しております。

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 越生町は埼玉県の制度に準じて運用しておりますので、利用者1人当たりの利用時間数は、年間150時間を限度としております。平成30年度実績では、利用者1人あたりの利用時間数は、全員100時間未満であったため、現行の制度内容で対応可能と考えておりますが、今後の利用状況を踏まえながら検討してまいります。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 越生町は埼玉県の制度に準じて運用しております。厳しい財政状況であるため、町単独での補助は考えておりません。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 県補助金の増額につきましては、機会を捉えて要望してまいります。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 福祉タクシー利用料金及び自動車等燃料費補助については、身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳0A及びAの方を対象としており、精神障害者保健福祉 要望書 11 手帳所持者は対象に含まれておりませんが、介助者付き添いの方も含めて利用することができます。なお、所得制限や年齢制限は導入しておりません。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 制度の対象者や内容については、近隣市町村の状況を注視しながら検討してまいります。また、県の補助については、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】 避難行動要支援者名簿の対象者は、以下のとおりです。

- (1)介護保険における要介護3から5の方
- (2) 身体障害者手帳の1級及び2級の方
- (3)療育手帳の〇A及びAの方
- (4)精神障害者保健福祉手帳の1級の方
- (5) 75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する方
- (6) その他、町長又は民生委員等が特に災害時の支援が必要と認めた方 したがいまして、家族がいても、上記の各号に該当する方は対象となります。
- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。
 - 【回答】 越生町では、平成30年度に、社会福祉法人光及び社会福祉法人かえでと 「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結したところです。 避難行動要支援者の受け入れ方法や福祉避難所の運営については、今後、検討して まいります。
- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。
 - 【回答】 地域防災計画には、学校や公民館等の指定避難所と各自主防災組織が指定する集会所等の一時避難所が、災害時における避難所として位置づけられておりますので、これらの避難所に避難してきた被災者の対応を優先することとなります。 避難所以外では車中泊などが考えられますが、混乱している状況のなか、これらの方の把握には時間を要することが予想されますので、難しい状況であると認識しております。
- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。
 - 【回答】 避難行動要支援者名簿は、要配慮者から、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び各自主防災組織に情報提供することの同意を得て作成されたものでございます。そのため、民間団体の訪問を目的とした要支援者名簿の開示は難しいものと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
 - (1) 待機児童の実態を教えてください。
 - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 現在、越生町には待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 私立の認可保育所において、定員70名のところ、75名の児童の受入れをしております。平成31年4月1日現在、0歳児2名、1歳児13名、2歳児12名、3歳児15名、4歳児16名、5歳児17名でございます。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
 - ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 待機児童はいないため、認可保育所の増設の予定はありません。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 待機児童はいないため、児童の受入れ枠を増やす計画はありません。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 対象の計画はありません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、 自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 待機児童はおりません。入所児童の状況に対応できるよう、保育士を雇用 して対応しております。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の 負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 制度の開始にあたり、国の基準のとおり、幼児教育・保育の無償化を実施 要望書 13 いたします。

保育料につきましては、第3子以降の保育料を無償化し、副食費につきましても、 国の基準の無償化に加え、第3子以降の副食費を無償とする予定です。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、 そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保 育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設け て厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育所の指導監査につきましては、県と共に実施してまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】 保育所の安定を図り、育児休業による退園など、保育に格差が生じないよう支援を行います。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 ㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 学童保育室を必要とする、すべての児童が学童保育室に入室できるよう、 小学校の協力を得て、余裕教室を借用し学童保育室を実施しております。児童1人 当たり面積等、適正基準が確保できるよう努めております。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町(63市町村中59%)、「キャリアアップ事業」で23市町(同37%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 学童保育室の支援員の体制が、両事業には適さないものであるため申請しておりません。放課後児童支援員研修を受講し、支援員の資格を取得した支援員は、 賃金について配慮しております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 児童を安全に保育するために、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準」は、遵守すべき必要な基準であると考えております。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

(1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 越生町では、平成24年度4月から年齢対象を18歳の年度末までに拡大 しております。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 国や県に対して、機会をみて要請してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

- 1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。
 - (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

回答】 越生町には福祉事務所がございませんので、埼玉県西部福祉事務所と連携 して対応してまいります。なお、生活保護の相談時には、生活保護のしおりを活用 して制度内容を説明し、引き続き、相談者の立場になって、誠実に対応してまいり ます。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】 越生町には福祉事務所がございませんので、埼玉県西部福祉事務所と連携 して対応してまいります。

2、 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒 否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 生活保護の相談を受けた後、申請意思が確認されたときは、申請書の交付、 受理をして、すみやかに埼玉県西部福祉事務所に進達しております。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやす 要望書 15

い書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみの印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 「生活保護決定・変更通知書」は、埼玉県西部福祉事務所長から保護利用者に通知されております。通知書には、保護開始(変更)年月日、保護開始(変更)の理由、扶助費の内訳及び計算方法などが分かりやすく記載されているものと認識しております。なお、不明な点がある場合は、その都度、町の福祉担当窓口で説明しております。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧 な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増しています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 越生町には福祉事務所がございませんので、機会を捉えて、埼玉県西部福 祉事務所に要望してまいります。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないように してください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 越生町には福祉事務所がございませんので、埼玉県西部福祉事務所と連携 して対応してまいります。

6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 越生町には福祉事務所がございませんので、機会を捉えて、埼玉県西部福祉事務所に要望してまいります。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 生活困窮者の状況把握に努め、アスポート相談支援センターや埼玉県西部 福祉事務所と連携して対応してまいります。